

新型コロナウイルス感染症の影響により支払が困難な方に対する

上下水道使用料金の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しているなど一時的に上下水道料金等のお支払いが困難なお客様に対し、下記のとおりお支払いの猶予をいたします。

支払猶予の対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しているなど一時的に上下水道料金等のお支払いが困難なお客様

対象となる料金

水道料金、下水道使用料

※猶予部分の料金につきましては、通常の料金とは別に納付していただくことになります。猶予期間が終了し、猶予料金の総額が確定した段階で納付額等を協議し、一括または分納の形で支払っていただくことになります。なお、猶予中の一部分納も可能です。

猶予期間

豊前市上下水道課の窓口にてご相談ください。

受付方法

豊前市上下水道課の窓口にてご相談ください。

申し込み及び問い合わせ先

豊前市役所 上下水道課 業務係

TEL：0979-82-1111 内線：1253